

田原小学校放課後ふれあいクラブ実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、田原小学校放課後ふれあいクラブ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、放課後ふれあいクラブ（以下「ふれあいクラブ」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ふれあいクラブの事業計画、事業運営、安全管理、実施後の検証及び評価に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する者をもって委員として構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 監事 2人

2 実行委員会の委員長は、委員の互選により定める。

3 実行委員会の副委員長及び事務局長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 実行委員会の監事は、委員の互選により定める。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、実行委員会の会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する順位により、その職務を代理する。

3 事務局長は、事務局を統括する。

4 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第7条 役員の仕事の任期は、就任の日から当該年度の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期終了後後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第8条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、半数以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会が必要であると認めるときには、委員以外の関係者に会議への出席を求めることができる。

(経費)

第9条 実行委員会の経費は、関市からの委託金額をもって充てる。

(会計年度)

第10条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日（この規約の施行の日の属する年度にあつては、当該施行の日）に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第11条 実行委員会は、その目的が達成されたとき解散する。

(顧問)

第12条 委員会に顧問を置くことができる。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は、委員長が実行委員会の会議に諮って定める。

附 則

(1) この規約は、平成20年3月25日から施行する。

(2) 平成23年3月23日に、(顧問)第12条を追加する。